

議第67号

令和3年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 収益		千円 1,158,500	千円 48,109	千円 1,206,609
	1 営業収益	1,016,900	31,861	1,048,761
	2 営業外収益	141,600	16,248	157,848

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 費用		千円 1,038,800	千円 △ 40,752	千円 998,048
	1 営業費用	999,225	△ 32,075	967,150
	2 営業外費用	39,575	△ 8,677	30,898

（資本的収入および支出）

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,340,315千円は、減債積立金 20,370千円、建設改良積立金 316,934千円、過年度分損益勘定留保資金 942,681千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額60,330千円で補填するものとする。）

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 186,800	千円 △ 120,512	千円 66,288
	1 補助金	137,400	△ 116,088	21,312

	2 諸 収 入	49,400	△ 4,424	44,976
--	---------	--------	---------	--------

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 1,453,800	千円 △ 47,197	千円 1,406,603
	1 建 設 改 良 費	933,001	△ 47,181	885,820
	3 固 定 資 産 購 入 費	429	△ 16	413

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 123,854	千円 11,741	千円 135,595
交 際 費	25	△ 15	10

上記の議案を提出する。

令和4年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造